

## 改正建築基準法と改正建築士法 — 1

### 木造建築の実務では何が変わるのか。

6月1日から改正建築基準法が施行された。そして、6月25日には改正建築士法も施行される。

建築基準法は、今までは規制強化が改正の中心だったが、今回は久々に規制の緩和事項が多い。特に木造建築業界にとっては有利な内容が多く、300㎡超の建築物や3階建ての学校も木造で可能になった。更に公共建築物等木材利用促進法の効果もあって、木造の非住宅、中・大規模建築の着工数も増加傾向にある。しかし対称的に、建築士法の改正は規制の強化が中心で、300㎡超の建物の設計・監理業務では書面での契約が義務化となった。同じ時期の2つの改正。この状況から実務ではどのようなことが起こり得るか想定してみる。

#### 想定1 【300㎡超の高齢者施設の設計・監理を請負うことになった設計事務所の場合】



**チーフ**：部長、先日受注しました高齢者施設の設計担当はS君でいいですかね？

**部長**：そうだな。建築士法の改正で書面での契約が必須になったから、きちんとやってくれよ。

**チーフ**：わかりました。契約書を作成して元請け会社に送っておきます。



【解説】設計や監理業務の一部を外注する（される）場合は外注先の建築士の氏名を契約書に記載しなければならない。

— その後 —

**チーフ**：部長、S君が他の物件の残務があり、高齢者施設の仕事に入れないとのこと。どうしましょうか？I君に代えましょうか？

**部長**：いや、担当を代えると契約書も変更しなければならないから面倒だ。構造計算の部分だけを外注して、S君の作業を減らすようにしてくれ！

【解説】契約書に担当名の記載があるので、担当が代わると契約書も変更することが必要となる。

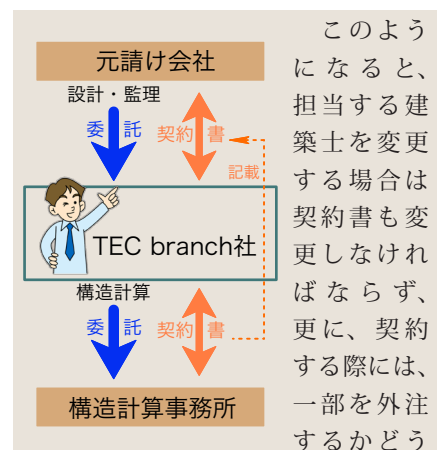
— その後 —

**チーフ**：部長、先日依頼した構造計算事務所から連絡がありました。契約書を作成しましょう、とのこと。それから、「元請けとの契約書に弊社（構造計算事務所）の記載があるのか」という確認もありました。

**部長**：あー、そうだ。そちらの契約も必要だったな。面倒なことになるなあ……。

【解説】孫請けがある場合は当然、その事務所とも契約書を作成する必要がある。また、元請けにもその旨を記した契約書としなければならない。

※建築設計・監理等業務委託契約書類は、四会連合協定のHPからダウンロードできますが、改正建築士法で定められたものみのため、約款等は各社で追補する必要があります。



このようになると、担当する建築士を変更する場合は契約書も変更しなければならず、更に、契約する際には、一部を外注するかどうか

かも確定し、外注先も決めておかなければならない。後になって外注先が混んでいるから他の外注先にしようとは簡単にできなくなるということだ。

改正前に比べると、「書面による契約書」によって様々な面倒なことが起きると想定されるが、そもそも、元請け会社が、誰が設計や監理をして、何を外注されているかを知らず、しまいにはそれらが変更されていても知らされていない実情が多いということが問題なのだろう。今回の改正は300㎡超を対象としているが、規模に関わらず本来は必要なことかもしれない。



TEC branch は HP にて連載中です。

答えてほしい疑問などをお寄せ下さい！

次回は、想定2！！

東昭エンジニアリング株式会社

〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-20-8 BENEX S-3ビル2階

TEL: 045-534-7500 FAX: 045-534-7501

URL: <http://www.tosho-engineering.co.jp>



構造計算で建築に新しい風を！

**TOSHO ENGINEERING**